

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 2 月 4 日（火）第2979号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 2
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（2件）（農地整備課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3
- 公安委員会告示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第91号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年 2 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鹿児島市五ヶ別府町字笠木434番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第92号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年 2 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
肝属郡肝付町南方字丸山1610番8
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

鹿児島県告示第93号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年 2 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
m y 薬局さつま	薩摩郡さつま町船木2323-1	平成26年 2月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第94号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年 2 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
出水郡薬剤師会高尾野会営薬 局	出水市高尾野町大久保3816番 地39	平成26年 2月1日	育成医療・更 生医療
さくらんぼ薬局	出水市大野原町10-3	平成26年 2月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第95号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成26年2月4日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成17年12月27日鹿児島県告示第1950号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表奄美市笠利町区域（奄美市笠利町の地区）の項を削る。

平成26年 2 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
奄美市笠利町区域 (奄美市笠利町の地区)	(1) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (2) 主として潜水漁業を営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第96号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備霧島北部地区轟木換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 2 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 縦覧期間

平成26年 2 月 5 日から同年 3 月 5 日まで

- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第97号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備宮之城地区山ノ口換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 2 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年 2 月 5 日から同年 3 月 5 日まで
- 3 縦覧場所
さつま町役場耕地林業課

始良・伊佐地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 2 月 4 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
アポロあいら事業所	始良市加治木町木田1083番地2	一般社団法人アポロ	始良市西餅田2870番地11	牧野 弘	平成26年2月1日	就労継続支援A型

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年 2 月 4 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R 牙狼外伝 桃幻の笛 X X ・ Y 2	株式会社サンセイアーランドディ	3P1192
ぱちんこ遊技機	C R 緋弾のアリア F P S	株式会社藤商事	3P1200
回胴式遊技機	ジャックポットドリームプラス D 1	岡崎産業株式会社	3S1112